

令和3年第1回臨時会

# 湯前町議会議録

開会 令和3年1月15日

閉会 令和3年1月15日

熊本県球磨郡湯前町

# 令和3年第1回臨時会

会期 令和3年1月15日(金) 1日間

## 会期日程表

月	日	曜	区分	時刻	日程
1	15	金	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議



令和3年第1回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和3年1月15日  
午前10時00分開議  
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	議案第1号	湯前町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第2号	令和2年度湯前町一般会計補正予算(第11号)について
日程第5	同意第1号	湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第6		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 吉田 精二	2番 西 靖 邦
3番 遠坂 道太	4番 椎 葉 弘 樹
5番 森山 宏	6番 黒木 龍次
7番 味岡 恭	8番 金子 光 喜
9番 山下 力	10番 倉本 豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村 洋一 議会事務局主事 勘米良 康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	副	町	長	富	安	智	詞
教	育	長	中	村	富	人	総	務	課	高	橋		誠
教	育	課	北	崎	真	介	保	健	福	高	木	堅	介
企	画	観	本	山	り	か	農	林	振	稲	森	一	彦
	光	課						興	課				

開会 午前10時00分

-----○-----

**○議長（倉本 豊君）** ただいまから、令和3年第1回湯前町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

### **日程第1 会議録署名議員の指名**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員、黒木議員を指名します。

-----○-----

### **日程第2 会期の決定**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

-----○-----

### **日程第3 議案第1号 湯前町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第3、議案第1号、「湯前町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** おはようございます。本日もお世話になります。それでは、議案第1号、湯前町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

農地等の災害復旧事業の減免規定を明確にする観点から、条件を追加する必要があるため、条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** おはようございます。それでは、議案第1号、湯前町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、農地等災害復旧事業の減免規定を明確にする観点から、条件を追加する必要があるため、条例の一部を改正するものです。

3ページをご覧ください。新旧対照表により説明をいたします。表の左側が改正後です。

第6条第2項に、ただし書きを加えるもので、第2条第3項の事業について、これにつきましては、農地等災害復旧事業になります。「本町に住所を有し、町税等を滞納していないものに限る。」を追加するものです。

2ページに戻っていただきたいと思います。附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月3日から適用するものとしております。

また、議案説明のための資料を準備していますので、議案説明資料のフォルダをお開きいただきたいと思います。フォルダの中の第1号、説明関連資料、農地災害復旧事業負担金額の基準を定める規程の一部を改正する規程の新旧対照表を添付しております。これは、条例改正に伴い、農地災害復旧事業分担金額を定める規程を併せて改正を行うもので、条例の第4条を明確に定めたものでございます。

規程の第2条では、国庫補助対象事業の災害復旧工事と、国庫補助事業ではない災害復旧工事の2つのパターンの分担金額を定めており、ただし書きを加え、「本町に住所を有し、町税等を滞納していないものに限る。」を追加するもので、第3条では、新設になり、「令和2年7月豪雨により、農地が被災し、その災害復旧工事後においても営農を継続する場合に行うことができる。」とする免除の規定になります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今回の変更箇所について、お尋ねします。ただし書きの後に、第2条第3号の事業について、と限定されております。この第2条においては3つの号がありまして、土地改良事業と第2号で林業基盤整備事業という2つの事業があります。

これについては、滞納条件とか、町内に住所があるという条件は、対象にならないと考えてよろしいでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 用水路改修等の土地改良事業等になります。これにつきましては、地区のほうから要望があったことに対しての事業を推進していきますので、その際には、滞納等があるとかないとか関係なく、事業に関係する分担金のほうは徴収するように今までもいたしておりますので、今後ともそのような感じで行っていくというふうになるかと思えます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 第2号にある林業基盤整備事業、これについてはいかがでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** 林業基盤整備につきましても、分担金を伴うような事

業がございました場合についても、個人のほうから徴収すると。ほぼほぼ事業体からになるかと思いますが、そちらからには適用せず、分担金のほうは徴収していくというふうなことになるかと思いますが。

**○4番（椎葉弘樹君）** あともう1点、町税滞納者の対応について伺いたいと思います。今回、町税を滞納している方については、対象にならないという考えでよろしいでしょうか。

**○農林振興課長（稲森一彦君）** そのような取扱いになるかと思いますが。農業機械の補助につきましても、同様な、町税等を滞納していない者というふうなこともうたっておりますので、そのような観点から、不公平が生じないようにというようなことで、滞納していない者に限るというふうなことで、災害復旧のほうも対応していきたいというふうに思っております。

**○4番（椎葉弘樹君）** 公平性のことについて言われましたが、例えば生活保護を受けながら農業をやっておられる方、この方はもともと分担金を徴収していないということでしたので、今回の条例改正があっても、生活保護の方は分担金の必要はないと。ただし、同じ町民であっても、滞納をしている方はこの対象にならないということは、この方は農業を継続したい意志があっても、農地の整備というのはなされないのでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** 今御質問の生活保護者との比較をちょっとおっしゃっているわけでございますけども、生活保護者であった場合については、農業の振興、そのケースケースがございますので、標準的なことだけ申し上げるところでございますけども、生活保護であれば、当然営農ができないような状態になっていると。所得が生まれてないからこそ生活保護になっているわけですので、これを全般的に全部当てはまるかどうかは別にしましても、そういうふうなことで、営農なり、もしくはお勤めがされていない、所得が全くないというふうなかたちの階層の方が生活保護ではないかなというふうに思いますので、その場合については、先ほど課長が答弁したようになるわけでございますけれども、不公平感というところには、私はならないというふうには思っているところでございます。それはケースがあるので、それぞれの生活保護も違うところがございますので、扶助費的などところだけの生活保護者もいらっしゃるのではないかなというふうに思いますので、押しなべての話でちょっと答えさせていただいたところでございます。

**○4番（椎葉弘樹君）** 今回、納税の義務の部分を加味されているわけですが、今回、天災、大規模な天災のときに、町は農業者の負担をゼロにしようという方向性、これはすごく良いことだと思います。ただ、滞納があるからといって、農地は整備はしないんですよということになるのではないかなというところを懸念しております。

その部分については、町長はどのようにお考えでしょうか。

**○町長（長谷和人君）** その中で一番大事なものは、その財源を、一般財源を本町の予算



の中で、皆さんからいただきました税金がその原資になるわけでございますので、一方では、滞納されている方にその原資をいただいていないというふうな現象がございますので、その額の原資が、例えば 10 万円もらったから 20 万円出すとかということではなく、いくらかでももらった原資があるからこそ、それを還元することができるというふうに私は思っているのです、そこは申し訳ございませんけれども、不公平感というのは、そこらへんであるのかなというふうに私は思っているのです、今回そういうふうにさせていただいたところでございます。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 一時的に滞納されている方がいらっしゃって、でも農業は続けていきたいんだという意思がありますと。ただ、天災が起きたことによって、滞納が原因で農業を続けることができないということになりはしないかなというところは、私はちょっと懸念しているわけです。天災については、特別な事例として、町がしっかりと、町民の農地であれば守っていく必要があるのではないかとちょっと思ったものですから、この質疑をしたところです。

これについて、改めて町長に伺いたいと思います。

**○町長（長谷和人君）** おっしゃるとおりでございます。私も生活保護者であれ、一般的にちゃんと完納されている方、私も平等に実は扱いたいのです。そして、営農を続けていただきたいと、それはしっかりと椎葉議員と同じでございます。

ただ、そこに先ほどから言いますように、原資を、分担金を減免するという原資の部分は、どこから集まっているのかというのを私は申し上げているわけでございますので、いかほどでもやっぱり原資としてもらっている分は、いかほどでもお返しするという原則が私はあるのではないかと。そこで一時的に、その 2 か月、3 か月のときに、滞納があった場合については、できましたらば、今まで行政指導では、その 3 か月間滞納があった場合については完納していただいて、そしてちゃんと対象になるということでやってきたケースも私は確かあったと思うので、そういうふうにして対応しながら、分担金を減免させていただけないかというふうに私は思っているところでございます。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

**○4 番（椎葉弘樹君）** 反対の立場で討論させていただきます。

やはり、町民の暮らしを良くする視点からいきますと、例え滞納があっても、これは天災ということですので、天災という大災害のときにおいては、町の農地として、町民の農地としてしっかりと守っていく必要がありますし、そしてその農地を整備したことで、滞納した人も仕事をすることでまた納税をしていただける、そういう好循環が生ま

れるのではないかという観点から、今回、この条例には反対させていただきます。

○議長（倉本 豊君） 賛成の討論はありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから、議案第1号、「湯前町農林業関係事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例について」を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第2号 令和2年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第2号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第11号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第2号、令和2年度湯前町一般会計補正予算（第11号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,440万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億8,036万1,000円とするものでございます。主な内容は、ふるさと納税の増額に関する関係予算の補正、新型コロナウイルスワクチン接種の準備事務に係る予算の補正、そして令和2年7月豪雨災害による農地災害、農業施設災害、林業用施設災害などの復旧工事費が補正の主なものでございます。

併せまして、起債の補正の部分を、追加の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第11号）について、御説明いたします。議案書の事項別明細書の歳出13ページをお開きください。

款2総務費でございます。項1総務管理費、目5財産管理費、節11役務費の町有建物災害保険料1万9,000円は、湯楽里、また改善センター改修工事による新規物件の追加や更新で、共済基準額を増額したことによる追加のものでございます。

次に、目9企画調整費、ふるさと納税のほうですが、企画観光課の返礼品の充実への積極的な取組もあった、またコロナ禍での在宅が増えたこと、そして豪雨災害での本町への支援の思いもあったと思われませんが、昨年12月末現在で、3,123万9,000円の納税があつてございます。大変感謝いたしているところでございます。ふるさと納税は当初

予算にて 3,000 万円で予定しておりましたが、今回 3 月末までの寄附金を 3,300 万円と見込みました。よって、節 7 報償費の返品購入費を 90 万円、節 11 役務費の返礼品発送の通信運搬費、節 12 委託料のポータルサイト業務委託料を増額計上いたしました。

節 10 需要費の印刷製本費は、総合計画概要版の印刷費を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金、くま川鉄道再生協議会負担金は、協議会の運営費分で 10 市町村均等割の 15 万円、そして人件費分は存目 1,000 円を計上しました。これは、算定額が確定した後、3 月議会定例会での補正予算をお願いすることになるかと思えます。

款 4 衛生費でございます。項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、職員手当等について、時間外勤務手当は、新型コロナウイルスワクチン接種関係などの対応に要するものでございます。

次に、目 2 予防費です。国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業が始まる関係での予算計上でございます。

節 1 報酬 40 万円ほか、共済費、旅費の費用弁償は、ワクチン接種に看護師等の資格を持たれる方がどうしても必要でございますので、会計年度任用職員として雇用する経費でございます。

次に、節 10 需要費に 36 万 6,000 円を計上しておりますが、ワクチン接種に必要な消耗品の購入、接種券の印刷製本費を計上し、また役務費でございますが、接種券等の郵送費、そして節 12 の委託料のワクチン接種委託料 378 万 7,000 円は、今回、町内の 60 歳以上の方の接種分を計上しました。なお、歳入のほうでございます。衛生費国庫補助金を、補助率 10 分の 10 の 529 万円を計上し、充当しております。

次に、款 5 農林水産業費でございます。項 1 農業費、目 3 農業振興費、節 18 負担金補助及び交付金、強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金でございます。411 万 9,000 円を計上しておりますが、国・県の支援補助を活用して、令和 2 年 7 月豪雨災害で、農機具などの被害を受けられた農家の方に対しまして、修理費又は買換えに要する経費への補助金を計上しました。これには、国庫補助金、補助率 50 パーセントと、県補助金、補助率 20 パーセント、合わせて 287 万 7,000 円を歳入に計上してございます。なお、町費、町の費用は、30 パーセントを一般財源で措置するかたちで、対象者に補助金を支出することになります。

次に、湯前町農地自力復旧事業補助金 40 万円は、豪雨災害で被災された町内の農家の方が、自ら農地を復旧されたもので、熊本県の球磨川流域復興基金の補助を受けられることが決定されたものでございます。これは、国の災害復旧事業の対象とならない 40 万円以下の経費に係るものが対象になるもので、補助率 50 パーセントでございまして、歳入のほうに農業費県補助金 20 万円を計上しております。なお、町費は、残り 50 パーセントを一般財源で措置するかたちで、対象者に補助金を支出することになります。

次に、款 10 災害復旧費でございます。令和 2 年 7 月豪雨災害の復旧に関するものでございますが、項 1 農林水産業施設災害復旧費、目 1 農地災害復旧費、節 12 委託料の農地災害復旧工事測量設計業務委託料 600 万円は、農地への土砂流入などの災害復旧が必要な 18 箇所の工事に要する実施設計費を計上いたしました。

節 14 工事請負費、農地災害復旧工事費 2,464 万 9,000 円は、議案説明資料に工事箇所の位置図、写真を載せておりますが、上新地地区、上山ノ口地区など、12 箇所の被災農地の復旧工事費、そして町単独災害復旧工事費を計上しました。

次に、目 2 の農業用施設災害復旧費、節 12 委託料の農業用施設災害復旧工事測量設計業務委託料は、先ほど御説明した目 1 のほうの、農地災害復旧費の委託料のほうの設計費に、その費用 600 万円を歳出更正しましたので、減額しております。また、山ノ口土捨場測量設計業務委託料 750 万円を計上しております。

次に、節 14 工事請負費、農業用施設災害復旧工事費、1,039 万 9,000 円は、議案説明資料に載せております仁原地区ほか 4 箇所の被災箇所の復旧工事費、また町単独災害復旧工事費を計上しております。

以上の歳出に対する財源となる歳入のほうになりますが、県補助金、農地・農業用施設災害復旧事業費補助金 814 万 5,000 円を充当し、計上しております。また、上新地地区の農地災害復旧工事に、他町村の受益者がおられますので、その方からは分担金をいただくということで、3 万 4,000 円を計上しております。また、残りの一般財源となる部分については、地方債を充てることで計上いたしております。

次に、目 3 林業用施設災害復旧費、節 14 工事請負費、永岡地区治山災害復旧工事 950 万円は、浜川の永岡地区の民家裏山の土砂崩落による災害復旧工事で、単県治山事業を活用して工事を行います。歳入の県補助金の林業費補助金に、585 万 4,000 円を計上し、充当しております。

次に、歳入の説明です。11 ページをご覧ください。歳出の説明の際に、歳入も併せて説明していた項目以外の歳入を説明いたします。

款 11 地方交付税に、今回の補正財源として特別交付税 2,150 万 1,000 円を計上しました。

款 16 県支出金に、国勢調査委託金 2,000 円の変更交付分を計上しております。

款 21 諸収入に、くま川鉄道再生協議会の職員派遣に伴う他町村負担金を存目 1,000 円計上しております。

次に 8 ページでございます。第 2 表、地方債の補正で、変更でございます。農林業施設災害復旧事業の起債限度額を変更するものでございます。地方債の総合計になりますが、5 億 7,720 万 2,000 円となります。

15 ページに給与費明細書を付けております。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（倉本 豊君）** これから質疑を行います。

**○4番（椎葉弘樹君）** 13ページの役務費の広告料についてお尋ねします。今回、広告料が50万円減額となっております。当初予算で50万円立てたのですが、今回これを、財源を移動されているということです。もともとこれは、何に使う予定だったのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** この広告料につきましては、ふるさと納税の募集にかかわるものとしまして、紙媒体のPR広告を予定しておりましたものでございます。減額に至った経緯につきましては、募集に要する経費が全体の寄附額の50パーセントを超えてはならないということに、ちょっと今回、この50万円が響きまして、こちらをやむなく減額計上とさせていただいたこととなります。

**○4番（椎葉弘樹君）** これは来年度以降というのは、この広告料というのは、また新年度予算として上げられる予定なのでしょうか。

**○企画観光課長（本山りか君）** はい、今申しましたような理由で、なかなか計上は難しいと思っております。これに代わる広告として、専用ポータルサイトを活用しておりますので、そちらのほうでしっかりとPRのほうを行ってまいりたいと思っております。

**○総務課長（高橋 誠君）** 先ほどの補正予算の説明の際に、私が款4の衛生費のほう、ワクチンの接種のほうでございますが、節12委託料のワクチン接種委託料の部分でございましたが、町内の65歳以上の方の接種分ということが正しいところで、先ほど60歳と申し上げましたが、これが65歳でございます。訂正します。すいませんでした。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

**○8番（金子光喜君）** 今の関連になるわけですが、新型コロナウイルスの感染が非常に切迫している状況ということ、町民の方も肌で感じておられるかと思えます。そういう中で、こういうかたちで新型コロナウイルスのワクチンを接種できるような環境というのが整いつつあるということで、町民の方にもそのへんしっかりとお伝えする必要があると思えます。コロナウイルスワクチンの接種について、先ほど65歳という訂正もございましたし、そのスケジュール等について、分かる範囲で構いませんので、御提示願えればと思えます。

**○保健福祉課長（高木堅介君）** 新型コロナウイルスのワクチン接種についてのスケジュールでございます。現在、新聞やニュース等でも、大分報道がなされておりますが、今の予定でいきますと、まず医療従事者向けの先行接種ということで、約1万人の方に、これは副反応、副作用とかの効果も検証するというので、これらの方につきましては、2月末を目途に準備が進められております。その次に、医療従事者向け優先接種という

ことで、そのほかの約 300 万人程度、これらの方に 3 月中旬を目途に、今進められております。この 2 つについては、都道府県が主体となって進めているところでございます。

次に、先ほど言いました高齢者向け 65 歳以上の方につきましては、3 月下旬の接種目途ということで準備しておりまして、こちらに関連する補正予算を先ほど説明したところになります。その他の方、一般の方につきましては、4 月以降ということで、こちらについては、令和 3 年度、新年度予算で、またスケジュールも見えてくると思いますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（倉本 豊君）** ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 2 号、「令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 11 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（倉本 豊君）** 起立全員。したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### **日程第 5 同意第 1 号 湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて**

**○議長（倉本 豊君）** 日程第 5、同意第 1 号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

**○町長（長谷和人君）** 同意第 1 号について、提案理由の説明を申し上げます。教育委員会委員を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県球磨郡湯前町 2670 番地 1、氏名、堤田秋男さんでございまして、62 歳でございます。人吉高校を卒業されまして、昭和 55 年 4 月に湯前町役場に入庁されまして、町民課、総務課、教育課、会計室、そして消防主任なども歴任されまして、平成 25 年 4 月には会計管理者、そして平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月まで教育課長を歴任されておるところでございます。また、この間、B & G 財団が認定しますセンター育成士アドバンスインストラクターを取得され、これまでに青少年にスポーツを通じて心身の健全

な発達のため、その育成指導等にも当たられておるところでございまして、社会教育等で御活躍をいただいているところでございます。このように、人格識見共に優れ、教育委員として最適者であろうと思っておりますので、議会の皆様に同意を求めるものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（倉本 豊君）** お諮りします。本件は質疑、討論を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、同意第1号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

**○議長（倉本 豊君）** ただいまの出席議員は議長を除き9名です。

次に、立会人を指名します。立会人に遠坂議員、椎葉議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配布]

**○議長（倉本 豊君）** 配布漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

**○議長（倉本 豊君）** 異常なしと認めます。ただいまから、投票を行います。

投票に先立ちまして、投票用紙の記入方法について申し上げます。

本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、投票中、白票及び賛否が明らかでない票につきましては、会議規則第83条の規定により「否」とみなします。

1番議員から順番に投票願います。

[投票]

**○議長（倉本 豊君）** 投票漏れはありませんか。

[「ありません」の声あり]

**○議長（倉本 豊君）** 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから、開票を行います。遠坂議員、椎葉議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（倉本 豊君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票。これは先ほどの出席議員に符合しております。有効投票9票。有効投票のうち、賛成9票。

以上のおお、投票の結果は、賛成総数であります。

したがって、同意第1号、「湯前町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開放]

-----○-----

### 日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のおお、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のおお、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和3年第1回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時41分



この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員